

被告準備書面(1)

令和5年1月11日

京都地方裁判所 第1民事部合議BD3係 御中

第1 原告準備書面(1) 請求の原因1(不法行為に基づく損害賠償請求)に対する答弁

1 損害額の内訳の変更に関して

元々、相場よりもはるかに高い300万円と算出していたものを、突然200万円も増額して500万円と主張するのも驚きであるが、原告準備書面(1)では、慰謝料及び弁護士費用の合計として500万円とさらに変更している。そして、さらに信じ難い驚きは、第1回口頭弁論において、その内訳について裁判官から質問された際、明確に回答することができなかつたのである。

普通に考えて、慰謝料額を500万円と算出していたのであれば、その10%を弁護士費用として付加した550万円が請求額となるはずだが、500万円との設定に至った経緯の説明を求める。

そもそも、300万円から500万円に増額した理由も不明であり、この200万円の増額がどのようにして算出されたものなのか、その経緯及び根拠の説明を求める。

また、原告準備書面(1)には、「隠しカメラにより原告に無断で動画撮影されていたのであり、原告が被った精神的苦痛の程度が甚大であることを考慮すると、慰謝料及び弁護士費用の額は、合計して500万円を下らない」と述べられており、もし動画撮影の件を考慮し、それを慰謝料額に反映させているのであれば、その付加されている算出額についても説明を求める。

率直に申し上げて、慰謝料としてふさわしい額を算出するという作業が適正に行われていれば、慰謝料と弁護士費用の内訳について即答で回答できないはずはなく、回答できないということは、そういった作業が適正に行われていないことの証明と言わざるを得ない。

もしくは、「何か隠したいことがある」という悪意の存在を想像するほかない。さらに言えば、300万から500万円に増額された経緯から考えて、「慰謝料300万円+弁護士費用200万円」という内訳であるようにも想像できてしまう状況である。

このように、公平な目を持つ第三者がこの状況を見れば、「まるで言ったもん勝ちという姿勢で、自分にとって好ましい額を適当に申し立てているのではないか」と感じる人がいてもおかしくないはずである。すなわち、被告は、原告女性の申し立てに関して、「痴漢を装って和解金をだまし取ろうとした男女が逮捕された事件と同類の犯罪」との主張を既に行っているが、原告女性と共謀して法外な利益を得ようとしているとの疑いさえ起きかねない状況である。

したがって、その疑いが明らかな間違いであることを証明するためにも、既に述べたように、最初の300万円の算出根拠、500万円に変更した経緯及び根拠、500万円を慰謝料と弁護士費用に分けた経緯及びその内訳などについて、これらの詳細を開示するように求める。

2 消滅時効は未だ完成していないという主張に関して

「氏名・住所を知ることができたのは、不起訴処分となった令和元年9月26日以降」との主張であるが、それが正しいと本当に考えているのか、強く疑問を感じざるを得ない。

なぜなら、予約サイトのminimoを通じて予約を受領後、被告は「駐車場での待ち合わせに関するメール」を原告女性に送信しており、その中に被告の名前を記載するとともに、駐車場に到着した際に連絡をくれるようにと説明し、携帯の電話番号も記載している。

また、原告女性は、実際にマンションを訪れているのであるから、マンションの場所を当然把握している。そして、朝日放送の番組で報道されていたが、原告女性は朝日放送の記者とともに訪れ、「このマンションの5階」と説明している。言うまでもなく、部屋番号も簡単に確認可能で、マンションの入り口にはマンション名が掲示されており、これも簡単に確認可能である。なお、マンション名からGoogle Mapで検索すると、マンションの正確な住所も確認可能である。

そして、説明するまでもないが、職務上請求や弁護士会照会という制度が存在し、住民票の写しなどの交付請求のほか、minimoにも情報開示を請求でき、携帯の電話番号から携帯電話会社にも情報開示を請求できるはずである。

実際、平成30年11月1日に右京警察による家宅捜索が行われており、原告女性からの情報に基づいて氏名も住所も特定できているのである。むしろ、これだけの情報に加え、生活している場所も把握していながら、氏名・住所の特定は不可能と主張する方がどう考えてもおかしいわけで、弁護士会でさえ非を認めるであろうごまかしの虚偽主張と言わざるを得ない。

また、請求の原因2(債務不履行に基づく損害賠償請求)の中で、「被告が損害賠償義務はないと主張し、被告から容易にその履行を受けられないため、その訴訟追行を弁護士に委任し、損害賠償請求の訴訟活動をするを余儀なくされた」と述べられているが、被告には、「損害賠償義務はない」と述べた記憶はない。

もし、「消滅時効を援用する」という主張をこのように表現しているのであれば、明らかに理不尽である。なぜなら、時効を迎えてしまったのは、被告ではなく原告側の責任である。にもかかわらず、責任を被告に押し付けるため、「氏名・住所を知ることができたのは、不起訴処分となった令和元年9月26日以降」というごまかしの虚偽主張を行っている形と言うほかない。

なお、京都地検は、「悪意の金銭目的」という可能性について強く注意を払っていたと思われる。なぜなら、原告女性の友人に対する証人尋問の際、「金銭の要求に関して原告女性から何か聞いたことがありますか？」と質問しているほか、論告要旨では、原告女性の証言が信用できる理由として「金銭の要求に及んでいない」と主張している。

このような状況から考えて、京都地検は、金銭要求に関して原告女性本人にも当然確認していたと考えられ、その際に原告女性は、悪意の金銭目的との疑いを避けるため、「金銭を要求するつもりはない」と回答していたことが推認できる。なぜなら、「いずれ金銭要求を行うつもり」との説明を受けていたのであれば、「金銭の要求に及んでいない」と論告要旨で主張することなどあり得ず、明らかに間違った主張をして大恥をかくことなど絶対になかったはずである。

言うまでもなく、原告女性に何の聴取も行わず、事実確認もせず、京都地検がそのような主

張をするとは当然考えられない。すなわち、原告女性の「金銭を要求するつもりはない」との回答から、「何の断りもなく勝手に金銭要求をするはずがない」と京都地検は考え、事実確認することなしに「金銭の要求に及んでいない」と間違った主張をしてしまった形と推認できる。

また、「金銭要求に及んでいないことから原告女性の証言は信用できる」との主張は、「金銭要求に及んでいれば原告女性の証言は信用できない」との考えに基づく主張であり、今や京都地検も、「金銭を要求するつもりはない」と説明しておきながら実際には金銭要求に及んでいる状況を把握し、原告女性の証言には信憑性がないと疑いの目を向けているはずである。もしそうでなければ、「絶対に冤罪を作ってはならない」という姿勢が皆無という信じ難い状況が生まれている形となり、上意下達の組織の中に何か変な力が働いているとしか考えられない。

第2 添付書類

1 被告準備書面(1) 副本1通

以上